

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			
施策名		目標 11－2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等										担当部局名		環境再生グループ(環境再生・資源循環局) 環境再生担当参事官室 復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室 復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室 放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室 福島環境再生事業監理室					
施策の概要		放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。										政策評価実施予定時期				政策評価実施時期		令和 8年 9月	
達成すべき目標		東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。										政策体系上の位置付け		11. 放射性物質による環境の汚染への対処					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和7年6月20日閣議決定)1.(1)② ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)1.(2) ・福島県内除去土壌等の県外最終処分にに向けた再生利用等の推進に関する基本方針(令和7年5月27日決定)全文																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1 除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数		－	－	331箇所	長期的な目標	－ 189	－ 234	－ 263	－ 278	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定						－
2 福島県外で発生した除去土壌の処分量		－	－	福島県外で発生した除去土壌の処分の完了	長期的な目標	－ －	－ －	－ －	－ 2,298	－	－	－	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定						－
3 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進		－	－	中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了	長期的な目標	－ －	－ －	－ －	－ －	－	－	－	令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定						－
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	除去土壌等適正管理・原状回復事業(平成23年度)			(5)	－			(9)	－			(13)	－			(17)	－		
(2)	中間貯蔵関連事業(平成23年度)			(6)	－			(10)	－			(14)	－			(18)	－		
(3)	－			(7)	－			(11)	－			(15)	－			(19)	－		
(4)	－			(8)	－			(12)	－			(16)	－			(20)	－		

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり		
		(判断根拠)	○ 除染に伴い発生した土壌等を保管中の仮置場等について、中間貯蔵施設への輸送等に伴い、令和8年3月末時点で、除染特別地域においては10か所、福島県内の汚染状況重点調査地域においては令和8年3月末時点で0か所となった。 保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和8年3月末時点で278か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和8年3月末時点で1,035か所の仮置場の原状回復が終了し、返地が着実に進んでいる。 ○令和7年3月に策定した除去土壌の埋立処分基準やガイドライン等に基づき、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分等を進めているところである。令和8年3月末時点で、2県2市村(2,298㎡)において処分が実施された。 ○「令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。 方針の中で、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和7年度は、約21万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和8年3月末までに、累計で約1,430万㎡の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,331haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。 県外最終処分の実現に向けては、復興再生土の利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を令和6年12月に設置した。同会議においては、令和7年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を決定し、令和7年8月には、当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を決定した。本ロードマップ等に基づき、総理大臣官邸や霞が関の中央官庁の花壇等9か所で復興再生利用の施工を実施した。また、復興再生利用や県外最終処分については、令和7年9月に設置した有識者会議において専門的知見を活用し、技術的な検討を行っているところ。 これらを勘案し、③相当程度進展あり と判断した。		
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分に向けた取組を着実に進めていく ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き取組を進めていく。		
		【測定指標】	○適切に測定できていることから、変更しない。		
学識経験を有する者の知見の活用		<参考: 施策の実施における活用状況> 環境再生に関する技術等検討会、放射線審議会、除去土壌の再生利用等に関するIAEA専門家会合等	SDGs目標との関係	【主な目標】 除去土壌の埋立処分が行われたことで、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 福島県外の除去土壌の処分が進み、また福島県内においては中間貯蔵施設の維持管理は周辺住民の健康及び周辺環境保全に十分配慮しつつ進めた。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—			